

漫録

○學風の回顧

ト部喜太郎

我中央大學の誇とする質實剛健の學風は由て來ること久しく、母校創立以來四十年の星霜を経て逐次養成したる傳統的美風なり。中央大學の現今の盛運を見て其昔日を知らざれば未だ以て大學を語るに足らざるなり。中央大學は三たび改稱せり。最初英吉利法律學校次に東京法學院と改りて今の大學生となる。余の在學は實に今より三十余年前、即ち明治二十年より同二十三年迄英吉利法律學校時代の三年間なり。回顧すれば眞に隔世の感なき能はず。而して往事多くは夢の如しこ雖も、今尙記憶を逸せざるは講師學生共に異常に緊張して法律の研究に熱中したる一事は懷舊轉た快感を禁せざるなり。茲に聊か其一端を記して學風の由來を説くは必ずしも無益の仕事にあらざるべし。英吉利法律學校時代に於ては、日本の法典としては僅かに刑法治罪法あるのみ。總じて裁判を爲すには法律の明文あるものは其明文に依り明文なきは慣習に依り慣習なきは條理に依るの時期にして、漸く明治二十二年二月十一日萬民歡呼の中に萬世不磨の大典たる帝國憲法の發布あり。各

法律學校は新に憲法講座を設けたれども、其他は母校にては其名稱の示す如く主として英米の法律を教授せり。原書を以て講義するを英語法科と稱し、邦語を以て講義するを邦語法科とし、余は英語法科に入學し素養に乏しき身を以て容易ならざる難關を突破したるは多少の自尊心なしこせず。母校にては教科書としたる英米の法律書を翻刻してテキスト、ブックとし實費を以て學生に配布せるを以て、學生は何れも原書を携へ講師は其教科書を譯解するを能事とせり。然かも講師は人に教ゆるにあらず自から學ぶの態度を持し、學生は講師の學ぶを學ぶ意氣を有し兩々相和して甚だ壯なりき。多人數の講師中高橋健三先生、菊地武夫先生、岡野敬次郎先生の教授振は三人各特色あり。學生の最も敬服する所なりき。後に外務大臣として、外交官として名聲を中外に馳せたる小村壽太郎侯爵は、ストリー氏の代理法を講義したれども、其科目が平凡なる爲めにや是と云ふ異杉を放つに至らざりき。高橋健三先生はメイン氏の古代法(Ancient Law)を受持ちたるが、メイン氏の著書は頗る名文なれども難解の箇所尠なからず。開卷第一に

The most celebrated system of jurisprudence known to the world begins, as it ends, with
a Code.

と云ふ調子にて一旦理解すれば、趣味津々たるものあれど多くの學生は譯讀難の歎息を漏せり。然るに高橋先生は中學の英語教師ガリーダーを譯讀する如く一字一句齒切れ克く極めて明快に譯解し些の滯滯なかりしかば、學生も亦容易に理解し先生に心服すること慈父の如し。茲に於て學生の有志相計り六七名の者一團となり先生の講義毎に擔任者を定めて、之を翻譯して出版することを企

て、先生に建議したるに、先生は當時メイン氏古代法の完全なる翻譯なきを學界の爲め甚だ遺憾とせらるゝ由にて、非常に喜ばれて其事に賛成し、一々校閱の勞を取ることを快諾せられ、吾々は夫れく分擔部分を定め、最も熱心に其完成を期待し互に相助けて順次翻譯に努力し、成るに従つて先生の校閱を求め其成績大に觀るべきものありしが、中途にして先生が官命を帶びて海外に赴くの出来事に遭遇し、約三分の一にて中絶するの己むを得ざるに至れり。其原稿は余の手許に在りしが大震災に鳥有に歸したるは殘念なり。兎に角學生が勉強の傍ら銘々分擔して難解と稱するメイン氏の古代法を翻譯するが如き致方は、質實剛健の氣風の養成に與つて力なしと謂ふ可らず。是れ全く高橋先生の真摯なる教育の感化に外ならず。教ふる者教を受くる者の共同したる威力亦大ならず哉。

菊池先生は夙に米國の大學生に遊び英米法の蘊奥を究められたる學者なり。其教授は全然米國式なりき。先生はフォーエル氏証據法(Law of Evidence)を受持ちたるが、高橋先生とは正反対にて教科書を手にして教壇に立てども半ペーデの譯讀もせず豫じめ學生に對して一定の部分の下調を命じ置き手當り次第に學生を指して其解釋を説明せしむるを常とせり。多數の學生は何時白羽の矢が頭上に立つや知る可らざるを以て互に警戒し何れも眞剣に下調を爲し置き不意に指名される時の準備を怠らざりき。萬一指名されて辯明に窮する場合ありとせんか、先生は直ちに聲を勵まして其氏名を詰問して怠慢を責むること甚だ急なるを以て、満堂の視線と嘲笑は其學生の一身に集中し忍ぶ能はざるの恥辱に甘んせざる可らず。中には不出来の學生が全級生の面目を毀損せりとて鐵拳の制裁を加へんとする珍事すらあり。學生の意氣の旺盛誠に驚歎すべきものあり。斯の

如く先生は熱誠を籠めて學生を教訓し學生は眞剣に努力して之に酬ゆる所あらんとす。學風の剛健に向ふは自然の成行なりとす。

岡野先生は手形法を擔當せられチャーマア氏の Bill of Exchange を教科書とせり。此の書物は極めて浩瀚の原書中より要旨を抜き出したるものにて恰度ベンジャミン氏の賣買法のテキストブックと同型にて、單に手形法の要旨を説明したるに過ぎず。手形法の教科書として不完全なりし爲め、岡野先生は別に、補充の講義を添加せらるゝ由の豫告を爲し、學生は親切なる教授に悦びの色を現はして待受けたるが、惜て愈々講座を開始するに及びて原書科なれば英語にて口授するを以て一々筆記すべしとの嚴命下り、學生は遽に狼狽し是非日本語にてと懇請したれども先生は言下に之を排し、且附言して教科書の方よりは補充講義が大切なれば其心して筆記を怠る勿れとは慥に試験問題をも此中より撰ばるべしと敏感の學生に暗示を與へければ、一人の學生が代表的に試験は原書だけに制限を希望したれども、是又色を爲して即時に却下せられ已を得ず英語の口授を筆記せざる可らず。先生は何の手控にも依らず淳々として手形の法理を口授し學生は黙々として一語も漏らさじとペンを動かせども英語の素養乏しき多くの學生は満足に書き取ること能はず。堪能なる友人のノートを借り受けて其不備を補ふなど暫時の間は一方ならぬ苦勞したれども、段々慣るゝに従ひ銘々が上手になり、試験問題も多くは補充講義中よりの題目なれども、成績甚だ良好にて中には英語にて美事に答案したる秀才すらありて、吾々同級生は手形の法理に精通せりとの評判校中に著しく、從つて吾々の鼻も自然に高くなりしは當時の佳話として今も同級の老友間に傳はる昔語の

種なり。先生嚴として學生に臨み學生其權威に服し唯々命是れ奉じて最善の努力を吝まず學風の興るは偶然にあらざるなり。右に述ぶる所の如きは今日の進歩したる學生より觀れば一笑に付すべき話柄に過ぎざれども僅かに變則の英語を學習し今の中學程度にも及ざる多くの學生としては容易ならざる難事たりし也。

若し夫れ邦語の講義にて江木冷灰先生が近世法理を以て研き上げたる刑法論、穂積陳重先生の法理學、穂積八束先生の憲法論、奥田義人先生の法學通論に至りては孰れか一として古今獨歩ならざるなし。其講義を聽問せる學生を感化善導するの威力誠に驚くべきものあり。學風の由て來る所久しと謂ふべし。然かも諸先生相追ふて白玉樓中の人となる。追憶豈に切ならざるを得んや。